

大雨時における農業用施設の安全対策について

今後、梅雨期や台風期に入り、降水量の増大が予想されます。大雨時にはダム、ため池等からの放流等もあり、河川の急な増水や内水氾濫等が起きやすく、各種農業用施設に被害を及ぼすおそれがあります。

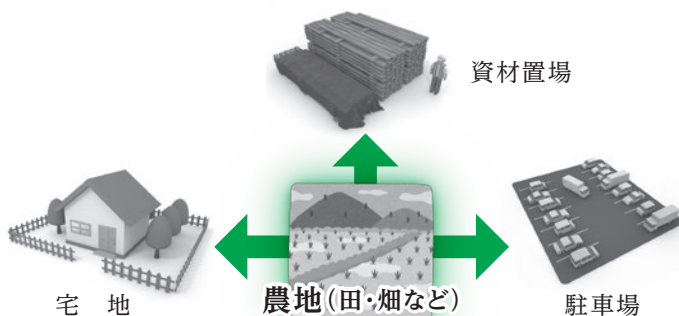
市内農業者の皆様におかれましては、大雨が予想される際には降雨前にため池、用水路等農業用施設の危険箇所の点検等をお願いします。なお、降雨が始まり河川、内水が増水し始めて以降は危険ですので、ため池、用水路等に近づかないようにしてください。

【問】農林水産課 ☎(087)894-1116



農地を転用するには許可が必要です！

田、畑などの農地を住宅や倉庫など建物敷地、資材置場、駐車場などの農地以外の用途に転用する場合は許可が必要です。次の場合、市農業委員会に転用許可申請書を提出し、県知事の許可を受けることが必要となります。



農地法第4条

農地の所有者が自らその用地を転用する場合

農地法第5条(権利移動が伴うもの)

農地の所有者以外の者が、農地以外のものに転用する場合

【問】農業委員会事務局 ☎(087)894-9212

農業委員会からのお知らせ

農業者年金の 現況届は 忘れずに提出を！

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

農業者年金の経営移譲年金や
農業者老齢年金を受給されている
方は、現況届を必ず農業委員会に提出してください。

独立行政法人 農業者年金基金 ホームページ <http://www.nounen.go.jp>

【問】農業委員会事務局 ☎(087)894-9212



令和2年度 香川県空き家再生 コンテストを開催します！

空き家の利活用を一層促進するため、県内において空き家を再生、活用した事例を募集します。

優秀作品には副賞として県産品を贈呈します。
ぜひご応募ください。

応募期間 令和2年7月1日(水)
～9月30日(水)

※ 郵送の場合は9月30日(水)
必着とします。

対象となる空き家の条件や応募方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問】香川県土木部住宅課 ☎(087)832-3583